

平成27年度第6回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成28年2月10日（水）午後1時30分開会
場 所 健康センター第2・第3会議室
出席者 会長、委員14名（欠席者2名）
議 題 (1) 平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
(2) 小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要
(3) 平成28年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
(4) その他
傍聴者 1名

[主な質疑等]

議題1 平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

委 員 : 国民健康保険事業運営基金の減について、積立をしなくていいルールなのかどうか（ルールがどうなっているか）。保険財政共同安定化事業拠出金の増について、この仕組みを説明いただきたい。

事務局 : 国民健康保険事業運営基金の場合、毎年度の剰余金から過去3年平均年額の100分の5以上に相当する額まで積み立てることができるというルールがある。これによれば5億円程度が積み立ての上限である。9月補正で5,400万円ほどの積み立てを予定していたが、年度末に不足が生じるため積み立てを見送る。積み立てを取り崩すかどうかについては、そのときの運営の状況に応じて対応している。

共同安定化事業は、歳入と歳出が連動するものである。当初予算では、事業主体である国民健康保険団体連合会の試算をもとに計上したが、事業の拡充の影響を受け、そのうちの歳出に1億3,700万円の不足が生じ、補正になった。

委 員 : 国保事業の安定した運営のために、基金への積み立てはあったほうがいい。安定しているとは言えない中、給付が増えたからといって、積み立てしないという選択が、ルール上できるのか。

事務局 : ルール上、差し支えない。

議題3 平成28年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について

委 員 : 国民健康保険税の被保険者一人当たりの額を算出する（分子を（一般）医療給付費分の現年課税分、分母を一般被保険者の平均被保険者数）と、28年度は一

人当たりの額が5万1,918円。27年度と比較すると、10.8%の増になる。同様に後期高齢者支援金分、介護納付金分でも一人当たりの額を算出して伸び率を計算すると、それぞれ、13.4%の増、17.33%増になる。この算出方法が正しいかどうかはわからないが、資料の伸び率(7.2%)と差が大きいように感じるが。

事務局 : 被保険者で割ると伸び率に違いが出てくる。保険税については、医療給付費のこの伸びに応じて不足分を計算し、今回全体で7.2%の改定率を設定した。

委員 : 医療費通知の廃止とあるが、年に1回、医療費通知をいただくことは、被保険者としての意識の喚起にかなりつながっているかと思う。誤請求がないか確認できるなど、非常に意義は高いかと思うが、これを廃止する大きな理由と、廃止による経費への影響は。

事務局 : 被保険者の健康に対する意識を向上させる主旨で行ってきた事業であるが、今回、保健事業全体を再構築することで検討した結果、より実効性のある効率的、効果的な事業、データヘルス事業や、集団健診の実施の経費に充てる一部として、こちらを廃止する。経費は、医療費通知が161万円。また、保養施設の利用費補助が50万円。2点合わせて、211万円の経費削減となる。

委員 : 医療費通知は、被保険者からの反発も多い事業だとは思いますが、それだけに、被保険者としての重要な仕事ではないかと考えている。被保険者の方に通知をすることで、直接医療費の額を目の当たりにし、見直すという機会をもつていただくことにもなるし、健康意識にも繋がる。説明では、データヘルス計画や集団健診の充実が理由に挙がっていたが、医療機関に対しても医療費通知の存在が認識されているからこそ、これまで医療費の適正化に繋がってきたと思う。意見ということで構わないが、是非、やったほうが良い事業ではないかと思う。

事務局 : 医療費通知は現在、近隣でもやめてきている市町村もあることを踏まえ、比較考量をした結果、28年度から廃止をすると判断したが、意見を十分参酌し、できる限り被保険者としての努力を進めたい。

会長 : 廃止するメリットとデメリットについて、少し年度を重ねて考える必要がある。被保険者にも様々な受け取り方もあり、特にお年寄りのなかには、自分で病院にかかっていることはわかっているからといって、申し訳なく感じている方も多くいるだろう。そういう方に対して通知が届くと、「もうわかっているからいいよ」という受け取り方をされることもある。市として難しい面もある事業であろうが、廃止した後に、全体的な見地から、また再度検証されるといいだろう。

以上